

令和8年

寒河江市農業委員会第4回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第4回総会

日時 令和8年4月24日（金）午前9時00分  
会場 寒河江市中央公民館 2階 第2研修室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	15番 奥山浩二	16番 布施功子
17番 片桐道雄	18番 木村三紀	

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
6番 川越卯一郎	7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修
9番 渡邊正		

欠席農地利用最適化推進委員

4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行
---------	---------

事務局

事務局 局長 渡邊健一	事務局 局長補佐（総括） 佐藤陽一
事務局 局長補佐（農地担当） 日下部靖広	農地係 主任 芳賀遼太郎
農地係 主事 鈴木颯	総務係 主任 清野倫

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）農地

の用途変更について

## 議事

- (1) 議第13号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第15号 農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について
- (4) 議第16号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議  
について

開会 午前 9時00分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第4回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数17名中、出席委員17名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、7名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、4番西尾委員、5番眞木委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当))    はい、議長。

木村議長            はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当))    報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第13号から議第16号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第13号 「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第14号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第15号 「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」
- (4) 議第16号 「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る審議について」

以上、議第13号から議第16号まで、一括上程致します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、報告をお願いします。

片桐会長職務代理人 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る4月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件、農地法第5条の許可申請案件3件の合計4件を審査しました。

議第13号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位45番です。「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、新規就農を希望する譲受人は、八ヶ岳在住の56歳の女性です。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書等によりますと、父親が残してくれた畑で16年間母と野菜作りをし、主に夏野菜、秋冬野菜など、自家菜園で育てる楽しみや喜び、幸せを実感しているとのことでした。近年、耕作放棄地が増えており、有効活用できる農法との出会いがあり、試験的に野菜を作ってみたところ、これからの時代に必要な農法と確信を持ったとのこと。多くの地元の方にも知っていただきたく、また自信を持って育てた新鮮な野菜を販売したいとのことでした。申請地には野菜が栽培されており、引き続きこのままであれば、問題ないのではと判断しました。事前審査会においては、異議なしとされたところですが、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位7番、寒河江地区本楯の農地で、宅地分譲用敷地4区画への転用案件です。申請地は、都市計画用途地域内にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題

ないと判断しました。

順位 1 2 番と順位 1 3 番、寒河江地区内の袋の農地で、順位 1 2 番はクリニック建築用敷地、順位 1 3 番は順位 1 2 番に隣接し、調剤薬局建築用敷地への転用案件です。申請地は、都市計画用途地域内にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については 30 分程度としまして、9 時 45 分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時 12 分

再開 午前 9 時 45 分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員

はい、議長。

木村議長

はい、原田委員。

原田委員

12番、原田です。

議第13号「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページになります。順位36番。

(議案書順位36番朗読)

場所は、元町にあるお菓子のくさかりから南進しまして、旧自動車学校の北側の下手にある田んぼ5筆になります。4月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。当該地の水田は以前からアクティブさがえが相対契約で耕作しておりましたが、今回第3条での申請となっております。申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、順位37番と38番です。譲受人が同一で、場所も隣接してございますので、一緒に報告させていただきます。

(議案書順位37番、38番朗読)

場所は、旧市民浴場の東側の田んぼになっております。4月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。順位37番は譲渡人2名1筆で、順位38番は譲渡人1名で5筆となっております。いずれも譲渡人が高齢であることや、譲受人の経営規模拡大のためとなっております。この辺一帯は田んぼが広がっておりまして、申請人の田んぼの近くでもあり、計画どおりであれば問題ないと考えております。

続きまして、順位39番。

(議案書順位 39 番朗読)

場所は、落衣前の紀の代寿司から南進しまして、高速道路の手前の左手の農地となります。4月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。現地は少し雑草も生えておりましたが、ねぎ、ほうれん草などが作付けしてございました。借人の居住地から徒歩1分の場所でもあり、申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。

木村議長

はい、鈴木委員。

鈴木委員

11番、鈴木です。

7ページをご覧ください。順位40番。

(議案書順位 40 番朗読)

場所は、ほなみ団地のマックスバリュの東側になります。4月15日に西根・三泉地区の農業委員・推進委員で現地を確認してきました。この場所は以前から譲受人が耕作しており、今回所有権移転となります。申請どおりであれば問題ないということで、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、順位 4 1 番。

(議案書順位 4 1 番朗読)

場所は、日田中向の共同墓地の南側になります。4月15日に西根・三泉地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。従来から譲受人の義理の父が耕作していた土地であり、今回所有権が移るということでの申請でした。譲受人は認定農業者になっており、今後を期待される農家でありますので、申請どおりであれば問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員

はい、議長。

木村議長

はい、奥山委員。

奥山委員

15番、奥山です。

7ページをご覧ください。順位 4 2 番。

(議案書順位 4 2 番朗読)

場所は、県道天童大江線の陵南中のグラウンドを西に10m程進んだ板垣養鶏場の卵の自動販売機の裏手になります。4月13日に柴橋地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。耕作されていない畑でしたが、雑木や大きな雑草もなく、周囲はさくらんぼなどの果樹園が広がっており、譲

受人の樹園地も近くにあることから、有効に活用されると考えます。

事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。  
続きまして、順位 4 3 番。

(議案書順位 4 3 番朗読)

場所は、平野山の火葬場と天国社セレモニーホールの間  
の道路を平野山の方へ上って、最初の十字路を右に曲がります  
と両方にさくらんぼ園に囲まれた草地みたいなところがあり、  
そこが現地となります。4月13日に柴橋地区の農業委員・  
推進委員で現地調査を行いました。現地は、立木などはあり  
ませんでしたが大きな草が茂っておりました。柴橋地区の農  
地パトロールの際はパトロール対象になる農地です。譲受人  
の農地も近くにあつて、果樹園として有効に利用されるので  
あれば問題ないと考えます。

事前審査会、地区審査会でも意義ございませんでした。  
続きまして、順位 4 4 番。

(議案書順位 4 4 番朗読)

場所は、長生園のところの交差点を西の方に 10 m 程進ん  
だ右側、長生園の反対側にある畑となります。4月13日に  
柴橋地区の農業委員・推進委員で現地確認を行っております。  
現地は元々は古木などの立木がっぱいの畑でしたが、すで  
に譲受人のやまびこ農園で立木などの整備や畑の整備が進め  
られておりました。現地の方は他の人の畑を挟みますけれど  
も、更に西の方にやまびこ農園のライスセンターの作業場等  
もあつて、作業や管理もしやすいということで問題はないと  
考えます。

事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員

はい、議長。

木村議長

はい、影沢委員。

影沢委員

2番、影沢です。

8ページをお開きください。順位45番になります。

(議案書順位45番朗読)

4月17日に事前審査会で現地調査、また4月12日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査しました。場所は、たかまつ保育所の真向いにある農地になります。貸人の農地は遊休農地状態で荒れていた状態になります。借人は新規就農するために長崎県佐世保市にある菌ちゃんふぁーむで研修し、耕作放棄地を有効に活用できる農法との出会いがあったということで、その園地を選定したということであり、野菜栽培への取り組みをしていく方向なので、耕作放棄地の解消にもなり、周囲の農地にも影響はないと思います。

事前審査会、地区審査でも意義はございませんでした。

続きまして、順位46番。

(議案書順位46番朗読)

4月12日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地

調査を行いました。場所は、谷沢バイパスのため池の先にある農地になります。借人は意欲的に営農に取り組んでおり、経営規模を拡大するもので引き続き水稻を作付けするものですので、周辺の農地にも影響がないと思います。

事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

なお、借人の■■■■さんにつきましては、谷沢の■■■■さんという方が高齢のため、所有権を■■■■さんに移したという現状で、谷沢地区の大部分の水稻を作付けしているという状況でありますので、付け加えてご報告いたします。

続きまして、順位47番。

(議案書順位47番朗読)

この案件についても、4月12日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。場所は、日東ベストの工場の西側になります。場所については譲受人の自宅の後ろになっており、譲渡人の強い要望のための申請となっております。野菜を栽培しており、引き続き野菜を作付けするものですので、周辺の農地にも影響はないものと思います。

事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 3 6 番から 4 7 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

渡邊推進委員 会長、発言ではないのですが、わからないので質問してもよろしいでしょうか。

木村議長 はい、どうぞ。

渡邊推進委員 何回か会議に参加した上で申し訳ないですが、表の見方について教えてほしいです。

農地法第 3 条の表の右から 3 番目。上の段が労力総数、2 段目が稼働数とあります。例えば 3 7 番ですと、譲受人は労力総数 2、稼働数 2 とあります。労力総数と稼働数の意味は何なのか。また、どちらの数字が大きい方がよいとかの意味があるのかを教えてくださいたいです。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

労力総数ですけれども、こちらは世帯員数の労働力になっております。通常は上の方が多いです。下の方がその内数となります。世帯員数に対して稼働数労力となりますので、通

常はそのように見ていただければと思います。

渡邊推進委員 4 1 番は労力総数が 2 で稼働数が 4。労力総数が世帯員数とするならば、稼働数は 1 か同じ 2 となるのではないか。

木村議長 常時雇用している関係で人数が増えているのではないかと  
思うので、そのように理解していただいたらいいのではない  
か。

渡邊推進委員 そうであれば、労力総数ではなく家族員数と書いてもらっ  
て、それで稼働数は雇用労力の有無だと。

事務局（事務局長補佐（農地担当））よろしいでしょうか、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））4 1 番は稼働数が 4 になっています。■■■さんと、■■■  
さんと、■■■さんと、■■■さんで 4 人となっております。  
記載の表現を替えれば誤解を生まないのかなと思いますので、  
世帯員総数とか、労力総数とか工夫すれば分かりやすくなる  
のかなと思いますので、今後そのようにさせていただいてよ  
ろしいでしょうか。

木村議長 では、そのようなことでよろしいでしょうか。

渡邊推進委員 わかりました。

木村議長 他に意見はありませんか。

ないようですので、採決いたします。

議第 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可処分につい

て」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第13号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員 はい、議長。

木村議長 はい、原田委員。

原田委員 12番、原田です。

議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、10ページになります。順位7番。

(議案書順位7番朗読)

場所が、本楯にございますそば処ひふみの駐車場の角の交差点に面したところとなります。4月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。現在は休耕地となっており、そこに宅地分譲4区画の予定になっております。周辺は住宅街となっており申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、順位8番。

(議案書順位 8 番朗読)

場所は、小和田にございます渡辺外科胃腸科の西側になります。4月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で、また4月17日に事前審査会出席者で現地調査を行いました。この地区は第1種中高層住居専用地域となっております。申請地は、現在は田んぼでございますけれども、ここに宅地分譲8区画の計画となっております。住宅街でもあり、申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、順位10番。

(議案書順位 10 番朗読)

場所は、マックスバリュ寒河江中央店の南側道路を挟んだ農地となっております。4月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。現在はバラ畑を耕作しておりますが、加工・販売のためその一角に事務所・店舗兼バラ加工作業場を建築予定しているものです。貸人と借人は親子の関係でございます。申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、順位11番。

(議案書順位 11 番朗読)

場所が、旧市民浴場の道路の東側にある土地になります。

4月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。住宅街の中に一部畑が残っておりまして、そこに譲受人に子どもが生まれたことや将来の両親の介護を見据え、実家の農地である当該土地を取得し住居を建設予定です。申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、11ページになります。順位12番、13番。順位12番はクリニック建設予定地、13番は調剤薬局建設予定地ですので、一緒に報告させていただきます。

(議案書順位12番、13番朗読)

順位12番はクリニック建設予定地、13番は調剤薬局建設予定地でございます。場所は、おーばん寒河江西店の向かい側となっております。4月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で、また、4月17日の事前審査会出席者で現地調査を行いました。現在は休耕地となっております、周りは住宅地となっております。敷地の北側にクリニック、南側に調剤薬局を建設予定となっております。院長は山形大学医学部を平成19年に卒業、第一内科出身、循環器の専門医となっております。現在は北村山公立病院に勤務されております。西村山地区で、専門とする心臓循環器の医師が少ないと考え開業に至ったとのこと。院長は院外処方を選択しておりまして、同時に調剤薬局からも店舗建築が申請されております。申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長                    ありがとうございます。  
                                  続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員                    はい、議長。

木村議長                    はい、鈴木委員。

鈴木委員                    1 1 番、鈴木です。  
                                  1 1 ページをご覧ください。順位 1 4 番。

(議案書順位 1 4 番朗読)

                                  場所は、旧日田出張所の東側になります。4 月 1 5 日に西根・三泉地区の農業委員・推進委員で現地確認を行っております。昭和 5 0 年に県道皿沼河北線が開通するまでは譲渡人の住宅があった場所です。周りは住宅街となっており、申請どおりであれば問題ないということで現地を確認してまいりました。

                                  現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

                                  以上です。

木村議長                    ありがとうございます。  
                                  続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員                    はい、議長。

木村議長                    はい、影沢委員。

影沢委員                    2 番、影沢です。

10ページをお願いします。順位9番。

(議案書順位9番朗読)

4月12日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査をしました。この件については、2月の総会で地域計画の変更になりました。場所は陵西中の北側で旧国道112号に隣接する場所になります。計画どおりであれば、周辺農地への影響はないと判断してまいりました。

また、地区審査でも意義はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 順位7番、8番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内にある用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位9番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と

転用目的は問題ないと考えます。なお、この案件は2月に地区計画からの除外を終えている農地となっております。

順位10番は事務所・店舗兼バラ加工作業所建築用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位11番、順位14番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位12番はクリニック建築用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位13番は調剤薬局建築用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第14号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第15号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員

はい、議長。

木村議長

はい、影沢委員。

影沢委員

2番、影沢です。

議第15号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、別紙の修正議案書をご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

                              続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））   はい、議長。

木村議長                    はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））   農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。また、法19条第3項に基づく農業委員会の意見の決定は予め会長から専決を頂いております。

                              以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

                              これより、質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

                              （発言なし）

木村議長                    意見がないようですので、採決いたします。

                              議第15号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

                              （全員挙手）

木村議長                    全員賛成ですので、議第15号は、原案のとおり決定しました。

                              次に、議第16号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域

計画) の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員                    はい、議長。

木村議長                    はい、奥山委員。

奥山委員                    15番、奥山です。  
議第16号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）  
の変更に係る審議について」、順位6番。

(議案書順位6番朗読)

以上です。

木村議長                    ありがとうございます。  
続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。

郷野委員                    はい、議長。

木村議長                    はい、郷野委員。

郷野委員                    6番、郷野です。  
17ページをご覧ください。順位5番。

(議案書順位5番朗読)

以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

                              続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））    はい、議長。

木村議長                    はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））    順位 5 番は非農地、原野にするための申請となります。  
                              中山間地域にある農地で、やむを得ないと考えます。

                              順位 6 番は倉庫建築への農地転用申請が予定され、宅地等に囲まれた農地であり、問題ないと考えます。

                              以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

                              これより、質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

                              （発言なし）

木村議長                    意見がないようですので、採決いたします。

                              議第 16 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

                              （全員挙手）

木村議長                    全員賛成ですので、議第 16 号は、「異議なし」と決定し、市長へ提出します。

                              これで、本日上程された議案については、全て議決されま

した。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時37分

令和8年4月24日

第4回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 4番委員 西尾沙織

議事録署名委員 5番委員 眞木早百合